

まち
全体で

特集



市では、こどもが
夢や希望に向かっ
て幸せに暮らすこ
とができるよう、「
こどもの権利条例」
をつくりました。

今回の特集では、
条例制定の経緯や
市全体でこどもの
権利を守っていくた
めに皆さんに知つて
ほしいことなどを紹
介します。



「こどもの権利」 とは？

全てのこどもが生まれながらにして持っているものであつて、「自分らしく生きていく・育つていく」ためにとても大切なものです。

例えば

- ご飯を食べる
- 友達と遊ぶ
- 勉強する
- 自由に意見を言うなど

国連では、こどもの権利を守るために、「児童の権利に関する条約（通称：子ども権利条約）」を定めており、日本もこの条約を守る約束をしています。

市こどもの権利条例ができました
(令和8年4月スタート)

「こどもの権利」を大切にしよう！



子育て推進課 ☎ 851-6151

条例はどうやって作られたの？

この条例の主役であるこどもたち自身の考え方や想いを知るため、小中高生にワークショップやアンケートを実施しました。



ワークショップなどで考えてもらったこと

- 普段守られていないと思う子どもの権利は何か
- 誰がどうすれば子どもの権利は守られるか
- 子どもの権利が守られるために、自分たちにできることは何か

ワークショップ・アンケートの結果や市民の皆さんからの意見を踏まえ、条例をつくりました。

この条例ができるまで

こどもの意見

ワークショップ・アンケート

大人の意見

関係機関などとの会議

こども・大人の意見

パブリックコメント

条例完成

「子どもの権利条例」って どんなもの？

自分や周りの友だちのこと
を大切にしたり、認めたり
しよう！



子どもが、心も体も健やかに、豊かで幸せな生活を送ることができるよう、まち全体で「子どもの権利」を守つていくために定めた市のルールです。

ワークショップなど からみえてきた こどもたちの想い

- ・保護者や学校の先生に話を聞いてほしい・相談にのってほしい
- ・子どもの考え方や個性を尊重してほしい
- ・自分の意見を真剣に大人に伝えたい



子どもの権利を
守るために！



みんなにお願いしたい 特に大切な2つのこと

- ① 大人もこどもも「子どもの権利」を理解し、大切にしましょう。

- ・子どもの想いや気持ちを尊重することと、わがままを全て受け入れることは異なります。子どもの話をよく聞いた結果、受け入れられない場合は、その理由を分かりやすく伝えましょう。

対話を大切にする

- ・中には、「子どもと関わりが無いから関係ない」と思う方もいるかもしれません。今の子どもたちも10年後、20年後には大人になり、次代を担つていきます。ぜひ自分事として考えてほしいです。

そして今後、子ども一人一人の権利がしっかりと守られ、さらに子どもが夢や希望をもつて暮らせることを願っています。

気持ちを言葉でうまく伝えられない子どもの場合は、表情や行動で表現することがあります。子どもの「サイン」も気に掛けるようにしましょう。



子どもと接するときは、次のことを心掛けましょう。

気持ちに寄り添う

- ・子どもは、大人と同じ人格を持つ、一人の人間です。子どもが言っていることだからといつて、話をよく聞かなかつたり、無理やり何かをやらせたりせず、子どもの気持ちに寄り添いましょう。

interview

子どもの声が尊重され、
子どもが大切にされる優しいまちへ

子どもの権利について、聞いたことはあるけれど身近に感じられなかったという方も多いのではないかでしょうか。それが条例という形になり、共通認識を持つことができることは、子どもと向き合ついく上で、とても大切な一歩だと感じています。

子どもと向き合つていく中で大切なことは、あまり難しく考えすぎず、それぞれの立場の方々ができることに少しずつ取り組んでいくことだと思います。例えば、「あなたは大切な存在だよ」「何でも相談してほしい」と声を掛けるだけでも、子どもはとても安心します。そのとき、子どもが意見や考えを言いやすくなるよう、対話ができる環境を整えることも大切です。

中には、「子どもと関わりが無いから関係ない」と思う方もいるかもしれません。今の子どもたちも10年後、20年後には大人になり、次代を担つていきます。ぜひ自分事として考えてほしいです。



市子ども・子育て支援対策協議会会長
ソジンイ
中部大学現代教育学部幼児教育学科 蘇珍伊教授

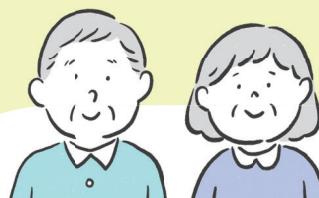
全体で守るために

できることに取り組みましょう！



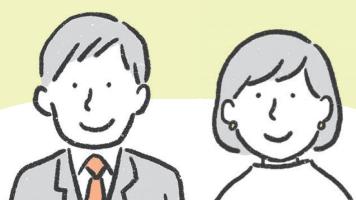
保護者

- こどもの成長、そして権利を守ることに最も重要な責任があることを認識し、こどもにとって最も良いことは何かを考えて育む
- こどもが自分の権利を正しく理解し、他人の権利も大事にできるよう必要なサポートをする



地域住民など

- こどもが安全安心に暮らし、健やかかつ豊かに成長できるよう見守り、サポートをする



事業者

- 保護者である従業員が子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを目指す
- ビジネスをするなかで、こどもの権利が守られるよう配慮する

こどもの権利条例の全文は、
市ホームページに
掲載しています。



ID:1038500

豊かに育つ権利

4



- 遊んだり、学んだりする
- 文化やスポーツなど
さまざまな経験をする など

- こどもの権利について
正しく理解する
- 他のこどもにも権利がある
ことを理解し、大事にする

主体的に参加する権利

3



- 自分の意見や
考えを言える
- 仲間を作って
集まる など

行うことにより、こどもの権利が守られます。

- 多様性の尊重
- 意見表明・参画の促進

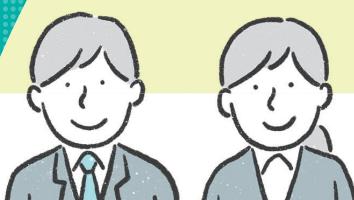
- 権利侵害からの救済

子どもの権利をまち



大人

- ・子どもを権利主体と認識し、子どもの権利を理解し、大事にする
- ・子どもに向き合い、対話を心掛け、寄り添う



学校などの関係者

- ・発達段階などに応じて、育ちに必要なサポートをする
- ・子どもが自分の権利を正しく理解し、他人の権利も大事にできるよう必要なサポートをする



市

- ・各主体と協働して、子どもに関する取組みを推進する
- ・各主体が役割を果たすために必要なサポートをする

権利を 守るために 取組みの推進

「対話」を大切にし、それぞれの立場で

1



安心して暮らす 権利

- ・自分らしく過ごせる居場所がある
- ・体や心を傷つけられないなど

こども



自分らしく生きる 権利

- ・自分らしさが認められる
- ・自分のことを自分で決められるなど

各主体が協力し、子どもに関するさまざまな取組みを

- ・子育て家庭などへの支援
- ・子どもの居場所づくり

- ・虐待・体罰の防止
- ・いじめの防止